

## 国立大学法人の重要な財産の譲渡について

国立大学法人の重要な財産の譲渡に関する認可については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（準用通則法第48条第2項）。

このたび九州大学から認可の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会に御意見をお伺いするものである。

申請の内容については以下のとおり。

大 学 名		九 州 大 学	
譲 渡 に 係 る 財 産 の 内 容 及 び 評 価 額	区 分	土地	
	名 称	筈松地区	
	所在地	福岡県福岡市東区箱崎六丁目1番	
	数 量	土地	526.07㎡
	評価額	土地	50,000,000円 (H24.7.1現在)
譲 渡 の 条 件		なし	
譲 渡 の 方 法		時価売払	
国立大学法人の業務運営に支障がない旨及びその理由		売却予定部分は箱崎キャンパスの道路隔てた敷地526.07㎡であり、換地処分後に売却を行うことを想定して使用している土地であるため、売却したとしても国立大学法人九州大学の業務運営上支障がない。	